

国 立 大 学 法 人 京 都 大 学 教 職 員 懲 戒 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略) (審査申立て) 第4条 所属長は、所属する教職員に懲戒事由に該当する事実がある疑いが生じたときは、速やかに事実関係を調査し、その結果、懲戒処分を行うべき事実があると認めるときは、根拠資料及び懲戒処分の量定に関する意見を添えて、総長に対して審査申立てを行う。	(審査申立て) 第4条 所属長は、所属する教職員に懲戒事由に該当する事実がある疑いが生じたときは、速やかに事実関係を調査し、その結果、懲戒処分を行うべき事実があると認めるときは、根拠資料及び懲戒処分の量定に関する意見を添えて、総長に対して審査申立てを行う。
2 総長は、<u>前項</u>に定める所属長からの審査申立てがない場合でも、懲戒処分の検討が必要と認めるときは、所属長に対して、事実関係の調査を指示し報告を求めることができる。 (中 略) 第9条 委員会は、審査を申し立てた所属長に対して、会議への出席を求めて事実調査の内容を聴取するとともに、補充の事実調査を指示することができる。 (中 略) (退職の申出があった場合の手続) 第14条の4 第4条第1項に規定する懲戒事由に該当する事実がある疑いが生じた教職員から退職の申出があったときは、懲戒審査特別委員会の審査の結果を踏まえて教員の懲戒処分を行う等、当該教職員に係る審査期間を短縮することができる。この場合における審査の手	2 <u>前項の規定にかかわらず、リスク・コンプライアンス担当の理事は、京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程（平成27年達示第59号）第9条第1項、国立大学法人京都大学における競争的研究費等の適正管理に関する規程（平成26年達示第38号）第15条第1項又は京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程（平成17年達示第66号）第12条に規定する調査において教職員に懲戒事由に該当する事実がある疑いが生じたときは、必要に応じて追加の事実関係を調査し、その結果、懲戒処分を行うべき事実があると認めるときは、根拠資料及び懲戒処分の量定に関する意見を添えて、総長に対して審査申立てを行う。</u> 3 総長は、<u>第1項</u>に定める所属長からの審査申立てがない場合でも、懲戒処分の検討が必要と認めるときは、所属長に対して、事実関係の調査を指示し報告を求めることができる。 第9条 委員会は、審査を申し立てた所属長又は<u>リスク・コンプライアンス担当の理事</u>に対して、会議への出席を求めて事実調査の内容を聴取するとともに、補充の事実調査を指示することができる。 (退職の申出があった場合の手続) 第14条の4 第4条第1項及び<u>第2項</u>に規定する懲戒事由に該当する事実がある疑いが生じた教職員から退職の申出があったときは、懲戒審査特別委員会の審査の結果を踏まえて教員の懲戒処分を行う等、当該教職員に係る審査期間を短縮することができる。この場合における審査の手続につい

改 正 前			改 正 後		
続については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用し、第 1 2 条の規定は、適用しない。			ては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用し、第 1 2 条の規定は、適用しない。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)			(同 左)		
2 (略)			2 (同 左)		
(懲戒に相当する量定の認定)			(懲戒に相当する量定の認定)		
第 1 5 条 第 2 条から第 1 4 条の 3 までの規定 (第 1 3 条第 2 項を除く。) は、就業規則第 4 8 条の 3 の規定による退職した者又は解雇された者 (以下「退職教職員等」という。) に係る就業規則第 4 8 条各号の懲戒に相当する量定の認定について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			第 1 5 条 (同 左)		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 2 条第 1 項及び第 3 項 第 4 条第 1 項及び第 2 項 第 1 0 条 第 1 3 条 第 1 4 条	懲戒処分	懲戒に相当する量定の認定	第 2 条第 1 項及び第 3 項 第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項 第 1 0 条 第 1 3 条 第 1 4 条	懲戒処分	懲戒に相当する量定の認定
(略)			(同 左)		
第 4 条第 1 項	所属する教職員に	所属していた教職員が退職し、又は解雇された場合において、その所属期間中に	第 4 条第 1 項	所属する教職員に	所属していた教職員が退職し、又は解雇された場合において、その所属期間中に

改 正 前			改 正 後		
			<u>第 4 条第 2 項</u>	<u>教職員に</u>	<u>教職員であ</u> <u>った者に</u>
第 1 0 条 第 1 3 条 第 1 4 条	懲戒処分書	懲 戒 に 相 当 す る 量 定 の 認 定 書	第 1 0 条 第 1 3 条 第 1 4 条	懲戒処分書	懲 戒 に 相 当 す る 量 定 の 認 定 書
	(略)			(同 左)	
			附 則（令和 8 年達示第 8 3 号） この規程は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行し、改正後の第 4 条第 2 項の規定は、同日以後に京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程第 9 条第 1 項、国立大学法人京都大学における競争的研究費等の適正管理に関する規程第 1 5 条第 1 項又は京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程第 1 2 条に規定する調査を開始したものから適用する。		